

## 令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について

### 1 目的

「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備をするため、指定予定事業者を選定することを目的に行う。

### 2 サービスの種類及び件数

地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスについて、6種類、7事業者の公募を予定している。

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）：2件
- ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：1件
- ③地域密着型特定施設入居者生活介護：1件
- ④小規模多機能型居宅介護：1件
- ⑤看護小規模多機能型居宅介護：1件
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1件

#### 【第8期計画期間中における公募予定】

地域密着型サービスの種類		第8期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）	4	2	1	1
②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	3	1	1	1
③地域密着型特定施設入居者生活介護	2	1	1	0
④小規模多機能型居宅介護	3	1	1	1
⑤看護小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0
⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	1	0
計	15	7	5	3

### 3 公募圏域について

- (1) 「①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）」「②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の2種類については、圏域間の定員数に配慮し、既存の定員数が少数の圏域を対象とする。
- (2) 「③地域密着型特定施設入居者生活介護」「⑤看護小規模多機能型居宅介護」「⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の3種類については、未整備圏域を対象とする。
- (3) 「④小規模多機能型居宅介護」については、1つの圏域に2事業所まで整備されることとなるように、未整備圏域及び1件整備済圏域を対象とする。

（未整備圏域に2件、又は1件整備済圏域に1件を整備する場合、同一圏域の他事業所から一定の距離（直線距離で1km以上）を置くものとする。）

【参考】施設・事業所の整備状況

圏域	包括名	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム) [公募数2]						認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) [公募数1]		地域密着型 特定施設入 居者生活介 護 [公募数1]		小規模多機 能型居宅介 護 [公募数1]		看護小規模 多機能型居 宅介護 [公募数1]		定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護 [公募数1]	
		地域密着型 (ミニ特養)		広域型		計		施設 数	入所 定員	施設 数	利用 定員	事業 所数	利用 定員	事業 所数	利用 定員	事業所数	
		施設 数	入所 定員	施設 数	入所 定員	施設 数	入所 定員										
1圏域	おきだて	1	29			1	29	4	63								
2圏域	すずかけ			1	90	1	90	2	36			1	29				
3圏域	中央	1	29			1	29	6	117			1	29				1
4圏域	東青森					0	0	5	90								
5圏域	南			4	260	4	260	10	196			1	29	1	27		
6圏域	東部	1	29	4	270	5	299	10	144	1	29	1	29				
7圏域	おおの	1	29			1	29	5	81			2	58				
8圏域	寿永			1	88	1	88	4	81			1	29				1
9圏域	のぎわ	1	14	2	86	3	100	7	135			1	29				
10圏域	みちのく	1	29			1	29	6	108			1	25				
11圏域	浪岡			1	50	1	50	3	54								
計		6	159	13	844	19	1,003	62	1,105	1	29	9	257	1	27		2

※現在整備中の事業所及び令和2年度の公募で選定された事業所を含む。

※網掛け部分については、令和3年度の公募圏域を表している。

#### 4 スケジュール

公 募 期 間	令和3年6月1日(火)～8月31日(火)(土日、祝日を除く。)
公募説明会	令和3年6月11日(金) 15:00～16:30
応募書類受付	令和3年8月18日(水)～8月31日(火)(土日を除く。)
審査・選考	① 一次審査(書類審査) 令和3年10月(予定) ② 二次審査(業務提案・質疑応答) 令和3年11月(予定) ※青森市地域密着型サービス等運営審議会において審査し、事業者を選考
選 定	令和3年11月(予定) ※選考結果を踏まえ、市が事業者を選定

#### 5 周知方法

6月1日号広報あおもり、市ホームページ及び事業者への電子メール